

# 第 25 回香川県環境審議会生活環境部会

## 議 事 録

## 第 25 回香川県環境審議会生活環境部会議事録

1 日 時 令和 3 年 3 月 18 日 (木) 14:00～15:00

2 場 所 香川県庁北館 3 階 305 会議室

### 3 出席者

(出席委員)

- ・末永 慶寛 委員 (部会長)
  - ・常川 真由美 委員
  - ・寺尾 徹 委員
  - ・永島 浩一郎 委員
  - ・吉田 英子 委員
- 出席委員 5 名

(事務局)

- ・小蓑 環境管理課長
  - ・小原 環境管理課副課長
  - ・山下 環境管理課課長補佐
  - ・池内 環境管理課主任
  - ・藤田 環境管理課主任
  - ・多田 環境管理課技師
  - ・三好 環境保健研究センター次長
  - ・中務 環境保健研究センター主任研究員
- 事務局 8 名

(オブザーバー)

- ・岡田 高松市環境指導課長

### 4 欠席委員

- ・梶 正治 委員
- ・平尾 智広 委員
- ・三野 八重子 委員

### 5 議題

#### ・審議

- ①令和 3 年度水質測定計画 (案)
- ②香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正 (案)

#### ・報告

- ①令和元年度水質測定結果の概況
- ②かがわ「里海」づくり推進事業について

### 6 配布資料

- ・資料 1 : 「令和 3 年度水質測定計画 (案)」及び「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正 (案)」について (諮問・付託)
- ・資料 2 : 令和元年度水質測定結果の概況
- ・資料 3 : 令和元年度水質測定結果
- ・資料 4 : 令和 3 年度水質測定計画 (案) の概要
- ・資料 5 : 令和 3 年度水質測定計画 (案)
- ・資料 6 : 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正 (案) の概要
- ・資料 7 : かがわ「里海」づくり推進事業について (令和 2 年度の取組み状況)
- ・資料 8 : 香川県環境審議会生活環境部会委員名簿
- ・資料 9 : 香川県環境審議会条例・香川県環境審議会運営規程

### 7 議事録署名委員

- ・寺尾 徹 委員
- ・永島 浩一郎 委員

【議 事】

小原副課長

会議に入ります前に、委員の皆様にご報告させていただきます。本日の会議開催にあたりましては、記者発表、県ホームページを通じまして県民の皆様にご周知しましたが、傍聴希望者はございませんでした。

それでは、ただいまから、香川県環境審議会生活環境部会を開催させていただきます。開会にあたりまして、環境管理課長の小蓑からご挨拶申し上げます。

小蓑課長

香川県環境管理課長の小蓑でございます。

今日は末永部会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。また、日頃本県の環境保全行政につきましても多大なご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

詳しくは後程報告させていただきますが、令和元年度の水質測定結果では、本県の河川や海域におきまして、カドミウムや鉛といった有害物質、健康項目につきましては全ての地点で環境基準を達成しております。けれども、生活環境項目は、有機汚濁の指標であります河川の BOD の達成率が 74%、海域の COD が 43%と、毎年のことになりますが全国平均と比べまして低い状況でございます。

県といたしましては、工場、事業場の排水対策や、下水道、合併処理浄化槽の整備促進など生活排水対策に取り組むほか、瀬戸内海環境保全特別措置法にうたわれております、生物多様性や生産性といった視点も取り入れた豊かな海の実現に向けまして、里海づくりの事業や水質総量規制など総合的に施策を進めているところでございます。

今回は知事から令和 3 年度水質測定計画（案）と香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）について、諮問させていただいております。水質測定計画につきましては、水質汚濁防止法に基づき、国、県、市町が来年度に実施しようとする河川や海、地下水などの測定について、必要事項を定めようとするものです。また、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正につきましては令和 2 年 4 月に土壤汚染対策法施行規則が改正されたことを踏まえまして、条例に定めております土壤溶出量基準等の基準値を改正するものです。

さらに、その他といたしまして、これも恒例化していますけれども、かがわ「里海」づくり推進事業につきましても最後にご説明させていただこうと思っております。

委員の皆様のご意見を賜りまして、本県の環境保全に一層努めて参りたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

小原副課長

それでは、会議に移りたいと思います。

ただいま、委員のご出席状況は 8 名中 5 名でございます。したがって、香川県環境審議会条例第 7 条第 2 項で定められた定足数を満たしており、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

ここで、今期から新たに 2 名の方に委員を委嘱しておりますので、ご紹介い

たします。香川大学教育学部教授の寺尾委員でございます。また、本日は欠席されておりますが、香川大学医学部教授の平尾委員です。寺尾委員は新見委員のご後任、平尾委員は須那委員のご後任となります。どうぞよろしくお願いいたします。また、今期から部会長につきましては末永委員にお願いしております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。本日配付しております資料は次第にありますとおり、資料1から資料9となっております。資料の方、揃っておりますでしょうか。

それでは、ここからの会議の進行は、審議会条例第7条第1項及び第5項の規定に基づき、末永部会長にお願いしたいと存じます。

末永部会長、よろしくお願いいたします。

末永部会長

それでは私の方で会議を進めさせていただきたいと思います。

まず、審議に入ります前に、審議会の運営規定第4条第2項に規定されております、会議録にご署名いただく委員を私の方から指名させていただきます。本日は寺尾委員さんと永島委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは審議に移りたいと思います。

本日は次第にありますとおり、知事から諮問を受けております事案が2件ございます。最初に、令和3年度水質測定計画についてご審議をいただきますが、あらかじめ、香川県の水質状況についてご理解いただく方が、審議がスムーズに進むと考えられますので、まず令和元年度の水質測定結果の概況について、資料2に基づき事務局の方からご報告をお願いいたします。

山下課長補佐

(資料2及び3に基づき「令和元年度水質測定結果の概況」について説明)

末永部会長

ただいまの事務局からの報告につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

常川委員

4ページの表-3、海域のCODの達成状況ですが、A類型の対象になっている4地点はここ5年間×のままなのです。これはどう理解すればよいのでしょうか。ずっと×のままいくのか、改善の方向性みたいなものがあるのかどうか、もしかしたら類型の見直しが必要なのかどうか。そのあたりを教えてくださいなのですが。

山下課長補佐

海域の類型指定という考え方につきましては、利用状況があるため、それを基にして香川県ではA類型B類型の2種類を設定している状況です。A類型についてはどうしても基準的にBよりもレベルが高くなっております。ただ、データがなかなか達成できないから類型のレベルを下げるという考え方ではなく、A類型の基準という目標があるので、それに向かって施策を進めていくという考えになっております。

小菘課長

最後のページのグラフを見ると、黒の四角ですね、当初は 100%だったのが、悪化する一方です。瀬戸内海全体を見渡してもこういうところが多くて、原因が未だによく分かっていないというところもあります。国の方でもいろいろ調査しており、そういったことも踏まえると、これからどう対応するかというのは、まだはっきりとは分かっておりません。ただ、先ほども申し上げましたが、それだからと言っても、やはり利用目的がありますので、基準については変更できないのだろうなと思っています。

常川委員

この間、環保研フォーラムでお話を聞いたときに、外洋の影響が大きいのではないかというお話も出たと思うのですが、その点はどのように把握されているのか、教えてください。

小菘課長

なかなかはっきりした見解がないのですが、私個人的にはあまり影響していないと思っています。瀬戸内海固有の問題なのかなという気はしております。

常川委員

ありがとうございます。

末永部会長

他にございませんでしょうか。

寺尾委員

環境基準の達成状況について、ちょっと意外だな、というか、現況がこのようになっていることを知りませんでした。今はどちらかというと海がきれいになりすぎていると、そういう話が一般的には流れていると思います。基準が変わっているわけではないけれども、このように次第に達成率が落ちているというのは、このあたりの海域に特徴的なことが起きているのでしょうか。瀬戸内海全体と違う傾向があるということなのでしょうか。

小菘課長

例えば大阪湾のようなところも瀬戸内海になるのですが、ああいったところはおそらくきれいになっているのではないかなと思っています。しかし、もっと広い範囲、瀬戸内海の中心部あたりは一様に下がっているという傾向があります。もともと窒素、りんが COD の原因だろうということで総量削減をしてきており、窒素、りんはかなり減ったのですが、COD の低減には繋がってきていません。このあたりは、分からないところがあるということで、現在も研究中というところでは。

寺尾委員

ありがとうございます。

末永部会長

他はございませんでしょうか。無いようでしたら知事から諮問を受けております令和 3 年度水質測定計画（案）について、事務局の方からご説明をお願いします。

山下課長補佐

（資料 4 及び 5 に基づき「令和 3 年度水質測定計画（案）」について説明）

末永部会長 ただいま事務局の方から令和3年度水質測定計画（案）について説明がありましたが、このことに関して何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

寺尾委員 地下水でいくつか井戸が選ばれていますけれども、井戸の選び方について、またどのようなタイミングで年1回観測をしているのでしょうか。

山下課長補佐 概況調査につきましては、元々国の方で、策定する要領が取りまとまっております。その中で、定点とローリングという方法が示されています。県下の地下水のどういう実態かというのをまず把握するのが概況調査になりまして、最初は県の方もローリングで行っていたのですけれども、データがある程度蓄積されて、平成24年からは定点で調査を継続して実施しています。

その中で、汚染状態が基準を超えると把握された場所とか、例えばクリーニング店等の汚染状況が問題になったときに調査を行い、汚染が判明した地点につきましては、継続監視調査地点として30件調査している、という状況になっております。季節については水質が一番悪くなる時期ということで2月ぐらいを選定して行っております。

末永部会長 他はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、特にご意見も無いようですのでこの審議内容に関して本部会として諮問のとおりで差し支えないと決議してよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、続きまして2題目の審議事項であります、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）について、事務局からご説明をお願いします。

山下課長補佐 （資料6に基づき「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）」について説明）

末永部会長 ただいま、事務局の方から香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）について説明がありましたが、このことに関してご意見、ご質問等をお願いいたします。

常川委員 この基準を適用した調査はいつから始められるか、というのと、昨年度で言うと（水質測定結果の）どの部分になるかというのを教えてもらえますか。

山下課長補佐 この土壌溶出量基準というものは、定期的にどの事業場を対象として調査する、というものではなくて、例えば有害物質を使用している工場等が、事業を辞めますとかその土地を転売しますとか、そのときに土地の汚染状況を調べなさいということがきっかけになり、その調査に使う基準となっております。で

すから、この水質測定計画の中で常時監視するものではありませんので、掲載されていないということになっております。

常川委員

ありがとうございます。

末永部会長

他にございませんでしょうか。それでは、特にご意見も無いようですので、この審議内容に関して本部会として諮問のとおりで差し支えないと決議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それではそのようにしたいと思います。なお、審議会運営規定の第6条2項におきましては、部会の審議結果を会長に報告することとなっております。第7条1項では部会の決議は会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる、となっておりますので、会長の同意を得まして、本決議を審議会としての決議とさせていただきたいと思います。

その他に、報告事項等はございませんでしょうか。

小蓑課長

よろしいでしょうか。最後に、最近毎年度恒例になっているのですが、かがわ「里海」づくり推進事業ということで、今年1年間の実績と言いますか、成果をご報告したいと思います。

(資料7に基づき「かがわ「里海」づくり推進事業」について説明)

末永部会長

何かご質問等ございませんでしょうか。

常川委員

まずスライド11枚目、海ごみ対策推進事業、リーダー育成のところですが、講師の方は県外から来られている方ですが、これを県内の講師でリーダーを養成することが今後できるのかどうかということと、リーダーというのはどれくらいの基準、どれくらい講義を受けてくれればいいのか、という仕組みは検討されていますか。

小蓑課長

スライド3枚目、里海大学の後期のメニューの中にスキルアップ事業の海ごみリーダー養成講座というのがございます。こういったところで里海大学と連携しながらリーダー養成をしております、既に県内で育成したというか、元々そういったスキルがある人もいますので、そういった方の指導によってリーダーの育成は進めている段階でございます。ですから、小島先生だけに頼っているというわけではなくて、県内で育成できるような体制にはなっております。

常川委員

それを聞いたのが、学校の先生で海ごみを課題に取り組みたいと言われる方がけっこういらっしゃるようで、やっぱりある程度こういう知識を取得する仕組みがあった方が先生もやりやすいかなと思われましたのでお聞きしました。

もうひとつあるのですけれども、スライド 14 枚目の瀬戸内四県の連携についてです。この中に、企業を巻き込んで、とありますが、企業さんはどういう仕組みで連携するのか、まだこれからということですが、検討の方向性がありましたら教えてください。

小菘課長

想定しておりますことのひとつは、プラスチックのバリアチェーンを設けることですね。リサイクルのチェーンを設けるためには県内だけでは無理だろうと、広島とかの工場を入れるとやりやすいのではないかとということです。また、コンビニエンスストアなど全国展開しておりますところは、ある程度広さがあると、ここで強力な取り組みをしてくれるのではないかと、そういったことも考えております。あとは、集客力のあるショッピングセンターのようなところが啓発活動を同じ目的でやっているのだとわかるようになれば、そして県民の皆様が嫌でも目につくようなところにそういった掲示物が出る、ということになれば皆様の意識が上がるなど、そういう副次的な効果も含めて色々やろうと思っております。あとは広い範囲で活動している企業が取り組みを進めていけば、地元の商店街のようなところの参画も得やすいのではないかと考えておりますので、追々広げていけるような仕組みを作っていけるのかなと思います。

常川委員

ありがとうございました。

末永部会長

他にございませんか。

よろしいでしょうか。それではご意見無いようですので、これをもちまして本日の環境審議会生活環境部会の審議を終了させていただきます。委員の皆様、ご協力本当にありがとうございました。

小原副課長

末永部会長様をはじめ、委員の皆様方には大変貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。

今後とも、なお一層のご支援、ご指導をお願いいたします。

これをもちまして、環境審議会生活環境部会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。